

2016年7月8日 全5頁

# 英国保守党党首選の行方と解散総選挙の可能性

## スコットランド議会在りリスク要因

ユーロウェイブ@欧州経済・金融市場 Vol. 71

ロンドンリサーチセンター  
シニアエコノミスト 菅野泰夫

### [要約]

- 7月7日には、保守党党首選の第二回投票が実施され、テレサ・メイ内務相が199票と過半数の支持を集め、2位のアンドレア・レッドソム エネルギー相の84票を大きく引き離れた。決選投票は9月9日を期限とする保守党一般党员による郵送投票で行われ、次期党首（すなわち次期英国首相）が決定することになる。結果的にメイ氏とレッドソム氏の女性候補2人の一騎打ちとなり、マーガレット・サッチャー首相以来となる女性首相の誕生が確定している。
- 当初、離脱が決定すれば速やかに手続き（EU への通知）を開始するとしていた残留派にも動きが見られ、次期首相の本命候補とされるメイ内務相もリスボン条約50条の年内行使を否定、行使は2017年以降としている。ただしEU側は50条を行使するまでは、いかなる交渉にも応じないと明言しているため、次期首相は就任直後からEUの圧力にさらされることになる。
- 第2の住民投票を阻止する意味でも、下院議会在りスコットランド議会在りの意見を尊重して、スコットランドにEU法が適用され続ける状態となるリスクも想定される。ただしそれは、国民投票で示された英国全体の離脱の民意とねじれが生じることを意味する。このタイミングで英国議会在りの解散総選挙によって、（議会在り民意とのねじれを解消する目的で）国民投票の信を問い直すという展開も十分想定される。

## 保守党党首の最終候補 2 人が決定

国民投票で英国の EU 離脱が決定した後も、英国政治の混乱は続いている。キャメロン首相は離脱が選ばれた場合にも辞任せず国民投票直後に EU 離脱の正式手続きであるリスボン条約 50 条を行使すると明言していたが、結果的に投票日の翌日に早々に辞任を表明した。また次期首相となる保守党次期党首に立候補した下院議員の中に本命視されていたボリス・ジョンソン元ロンドン市長の姿は無く、国民投票に勝利したはずの離脱派でも内部分裂した状態が続いている。さらに、英国独立党（UKIP）のナイジェル・ファラージュ党首も自分の役割は終わったとして突如党首を辞任、離脱派の急先鋒が揃って姿を消した。困難が予想される EU との離脱交渉を避けるかのような無責任な動きに、離脱派内部からも憤りの声が聞こえてくる。

その様な中、7月5日には保守党党首選の第一回投票が実施され、残留派でありながらキャンペーンにも積極的に関わらず、密かな離脱支持者とされるテレサ・メイ内務相が下院議員による 330 票中 165 票を集めトップで通過した。続いて国民投票前のテレビ討論会で知名度を上げたアンドレア・レッドソム エネルギー相が 66 票で 2 位につけた。34 票を獲得したスティーブン・クラブ雇用・年金相は 7月7日に行われる第 2 回投票を辞退し、16 票と最下位で落選したリーアム・フォックス元防衛相とともに、メイ内務相への支持を表明した。ジョンソン元ロンドン市長の党首選キャンペーンを担うはずであったにもかかわらず、直前にこれを翻し自らが党首選に立候補したマイケル・ゴープ司法相は 48 票と低迷した。

続く 7月7日には、第 2 回の投票が行われ、（直前にレッドソム エネルギー相の経歴詐称疑惑が報道されたこともあり）メイ内務相が 199 票と過半数の支持を集め、2 位のレッドソム エネルギー相の 84 票を大きく引き離れた。ゴープ司法相は 3 位となり落選が決定し、結果的にメイ内務相とレッドソム エネルギー相の女性候補 2 人の一騎打ちとなり、マーガレット・サッチャー首相以来となる女性首相の誕生が確定している。決選投票は 9月9日を期限とする保守党一般党员による郵送投票で行われ、次期党首（すなわち次期英国首相）が決定することになる。

図表 1 英国保守党党首選立候補者

	テレサ・メイ	マイケル・ゴープ	スティーブン・クラブ	アンドレア・レッドソム	リーアム・フォックス
役職	内務相	司法相	雇用・年金相	エネルギー相	元防衛相
国民投票	残留	離脱	残留	離脱	離脱
年齢	59歳	48歳	43歳	53歳	54歳
50条行使の タイミング	2017年以降	2017年以降	(国民投票を巡る)国内の 分断修復が優先として急 がない意向	早急に行使の意向、グリー ンランドのように50条行使し なくてもよいと出馬前に発言	早急に行使の意向
第一回選 (7月5日)	165票、次回投票	48票、次回投票	34票(次回投票辞退)、メ イ内務相支持	66票、次回投票	16票、落選、メイ内務相支 持
第二回選 (7月7日)	199票、決選へ	46票、落選	-	84票、決選へ	-

(出所) 大和総研作成

## リスボン条約行使のタイミング

英国が EU 離脱をする場合、まずは欧州理事会に EU 脱退の意志を正式表明（リスボン条約 50 条の行使）することからプロセスが開始される<sup>1</sup>。当初、離脱が決定すれば速やかに手続き（EU への通知）を開始するとしていた残留派にも動きが見られ、次期首相の本命候補とされるメイ内務相もリスボン条約 50 条の年内行使を否定、行使は 2017 年以降としている。50 条の行使は撤回不能であるため、当初から速やかに離脱手続きを進めることを懐疑的に見る向きも多かった。ただし EU 側は英国が 50 条を行使するまでは、いかなる交渉にも応じないと明言しているため、次期首相は就任直後から EU の圧力にさらされることになる。6 月 28 日、29 日に開催された EU 首脳会議の場でメルケル独首相は、正式な離脱プロセスが始まるまで時間がかかる点を許容しながらも、事前の交渉を公式・非公式問わず拒否する構えを示した。また EU 側は離脱交渉開始から 2 年以内の合意を目指し、延長などそれ以上の猶予を認めない方針を示している。さらに EU 側は、次期首相が離脱派であれば首相任命の翌日、残留派であれば 2 週間以内に 50 条を行使すべきと通達している（どちらも現実的には 10 月 10 日の国会開催以降）。50 条の行使を遅らせば遅らせるほど、英国の政治経済の早期安定は遠のき、不確実性を高めることとなる。EU 側との交渉がもつれるほど、英国への新規投資は抑制され、事業撤退がさらに加速されるため、次期首相は 50 条を速やかに行使せざる得ない状況に追い込まれる可能性も指摘されている。

図表 2 リスボン条約 50 条の行使プロセスと予想

### EU 離脱プロセス（日付は予想）

- ① 英国が欧州理事会に離脱の意思を正式に告知する（2016 年 11 月～翌 4 月）  
→リスボン条約 50 条の行使（告知から脱退協定発効までの期限は 2 年間）
- ↓
- ② 離脱交渉の方針を欧州理事会（英国除く）の総意で決定
- ↓
- ③ 欧州委員会が英国と離脱交渉を開始
- ↓
- ④ 交渉終結後、脱退協定案を欧州議会が単純過半数で承認
- ↓
- ⑤ 欧州理事会が脱退協定を特定多数決（27 カ国中 20 カ国、拒否権発動なし）で合意  
（注）①～⑤まで 2 年間を超える場合に EU 側は延長を拒否する姿勢
- ↓
- ⑥ 英国が EU から正式に離脱（2018 年後半～2019 年前半）

（出所） 欧州委員会より大和総研作成

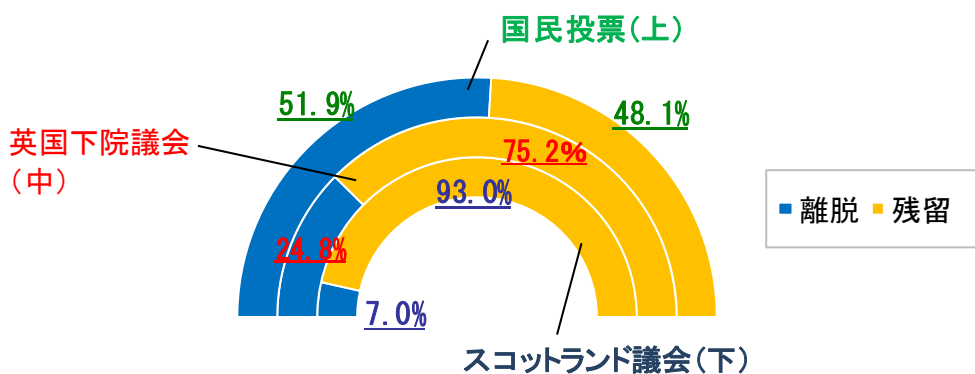
<sup>1</sup> 続いて、離脱交渉の方針を、英国を除く欧州理事会の総意で決定し、欧州委員会が交渉、最終的な離脱の段取りを決定する。最終的な離脱の取り決め（脱退協定）は欧州議会の承認を経て、欧州理事会での最終合意が必要となる。この合意に至る期限は 2 年間とされ、最短でも英国の EU 離脱は 2018 年央以降となることが予想される。

## スコットランド議会の反乱

リスボン条約 50 条の行使について、英国政府が単独で判断することはできず、議会の承認が必要との声もある。また 50 条の行使に加え、（英国において EU 法が優位となる法的根拠である）欧州共同体法（European Communities Act 1972）<sup>2</sup>を廃止する手続きに入ることが、離脱のステップとして想定される<sup>3</sup>。離脱派の多くは、50 条行使の代替として欧州共同体法の廃止を当初から検討しており、これが EU 離脱のトリガーとなるとの主張を展開していた。

しかし、下院議員の多くが残留派で占められており、すんなりとリスボン条約 50 条の行使や欧州共同体法の廃止が承認されるかに今後の焦点は移りつつある。特に地方分権が進んでいる英国では、残留支持が多数を占めるスコットランド議会での合意を得ることは困難を極めよう。残留派が圧倒的多数を占めるスコットランド議会では EU 離脱の法案や法案改正は全て否決される可能性が高い。無論、最終的な承認は、下院議会に委ねられているため、下院がスコットランド議会での否決を無視し強硬に議案を通すことも可能である。ただ地方分権が進む中で、地方議会が圧倒的多数で否決した議案を下院が覆すことはモラルに反する。このため、残留派が過半数を占める下院がスコットランド議会の決定を尊重する可能性もある。そうなると、英国が EU から離脱しても（欧州共同体法を廃止しない形で引き続き EU 法の適用を受けるなど）実質的に EU に留まることもあり得る。なお、これが憲法違反<sup>4</sup>か否かは識者によって意見が分かれている。

図表 3 国民投票の結果と英国下院議会、スコットランド議会の残留・離脱支持の推移



(出所) BBCより大和総研作成

国民投票の結果についてニコラ・スタージョン スコットランド民族党 (SNP) 党首は、「スコットランドは明確に EU 残留を支持し、将来も EU の一部であると考えている」と発言してい

<sup>2</sup> 菅野泰夫、「英国は本当に EU を離脱するのか?」、2016 年 6 月 20 日、大和総研ユーロウェイブ@欧州経済・金融市場レポート Vol. 69 [http://www.dir.co.jp/research/report/overseas/europe/20160620\\_010991.html](http://www.dir.co.jp/research/report/overseas/europe/20160620_010991.html)

<sup>3</sup> リスボン条約 50 条行使の承認と欧州共同体法の廃止は、法律の観点からいえば別の話しである。ただし、産業界や学識関係者がリスボン条約 50 条の行使にあたり、国会承認を得るように訴訟を起こしているケースもある。この訴訟原告を担当する法律事務所によれば、50 条行使は自動的に（同時にではないが）欧州共同体法を無効にするとしている。

<sup>4</sup> 英国は不文憲法。

る。スコットランドでは残留支持が 62%（離脱支持 38%）であったため、EU 残留を実現する手段として、再び英国からの独立を問う住民投票を実施する権利があることを主張している。第 2 の住民投票を阻止する意味でも、下院議会がスコットランド議会の意見を尊重して、スコットランドに EU 法が適用され続ける状態となるリスクも想定される。ただしそれは、国民投票で示された英国全体の離脱の民意とねじれが生じることを意味する。よってこのタイミングで英国議会の解散総選挙<sup>5</sup>によって、議会と民意とのねじれを解消する目的で国民投票の信を問い直すという展開も十分想定される。次期首相が有力視されるメイ内務相は早期の解散を否定しているが、最短で今年の 12 月～来年 4 月ぐらいまでに選挙が行われるという展開も十分想定する必要があるだろう。そうなってくれば、EU との離脱交渉を担う新しい英国議会は来年の春以降となり、英国の EU 離脱の前途は見えない状況が続くことが予想される。

（了）

---

<sup>5</sup> 英国では 2011 年に法改正がなされ、首相に国会を解散させる権利が消失している。ただし下院で前倒し選挙要求の動議が出され、3 分の 2 以上の過半数で可決されれば、前倒し選挙実施が可能となっている（議会任期固定法：Fixed-term Parliaments Act 2011）。